佐久市教育委員会公告第１６号

事後審査型一般競争入札の執行について

佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱（平成２０年告示第６８号）による事後審査型一般競争入札を次のとおり実施するので、佐久市財務規則（平成１７年規則第３９号）第１０５条の規定により公告する。

令和８年４月８日

佐久市教育委員会　教育長　神津　長生

１　入札対象業務

業　務　名 （　発　注　課　）	史跡香坂山遺跡保存活用計画策定業務 （佐久市教育委員会　社会教育部　文化振興課　（文化財事務所）　）
業　務　箇　所	佐久市岩村田字葡萄４番地１外　史跡香坂山遺跡
業　務　概　要	史跡香坂山遺跡の保存活用計画策定のための「計画準備・既存資料の整理」、「現状把握」、「保存活用計画（案）の策定」、「委員会運営支援」、「保存活用計画書および概要版の作成」、「関係機関協議支援」等
履　行　期　間	着手の日から令和１０年３月３１日まで

２　入札参加資格要件

佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱（平成 20 年告示第 68 号）第 4 条の規定に基づき、上記工事の事後審査型一般競争入札に参加することができる者は、佐久市建設工事等参加資格者名簿に登録されている者で、次に掲げる要件を「入札公告日から落札決定日まで」全て満たす者とする。

（１）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者でないこと。
（２）佐久市事後審査型一般競争入札実施要項第 4 条第 3 項第 1 号及び第 4 項の規定に該当する者でないこと。
（３）有資格者名簿の測量業務の「測量一般」部門及び建設コンサルタント業務の「造園」、「都市計画及び地方計画」及び「建設環境」部門に登録があること。
（４）有資格者名簿において、長野県内に本店または支店・営業所等として登録されていること。ただし、新規部門登録者は除く
（５）本業務の管理技術者及び照査技術者として、入札参加申請日以前 3 ヶ月以上の恒常的な雇用関係にある次の要件を満たす技術職員が配置できること（管理技術者と照査技術者の兼務不可）
　ア　管理技術者
　　・技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）による登録を受けた技術士（総合技術監理部門：建設-都市及び地方計画）又は技術士（建設部門：都市及び地方計画）の資格を有する者。
　イ　照査技術者
　　次のいずれかの資格を有する者を配置できること。
　　・技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）による登録を受けた技術士（建設部門：都市及び地方計画）
　　・（一社）建設コンサルタンツ協会が認定する RCCM（都市計画及び地方計画）
（６）平成 28 年度以降に、元請として国指定史跡又は県指定史跡における「整備計画策定業務」又は「保存活用計画策定業務」（いずれも委員会運営業務を含むものに限る）の実績を有していること。

３　入札の日程等

入札手続等	期間　・期日等	場所　・　留意事項等
設計図書等の閲覧	令和 8 年 4 月 8 日（水）から 入　札　日　ま　で	・市ホームページへの掲載、佐久市教育委員会社会教育部文化振興課　文化財事務所（佐久市中込 2913）
入札参加申請受付	令和 8 年 4 月 8 日（水）から 令和 8 年 4 月 13 日（月）まで （最終日は午後 5 時 15 分まで）	・提出書類 （１）「一般競争入札参加申請書（様式第 1 号）添付書類含む」原本・副本各 1 部。 （２）「入札参加資格要件（5）の技術者要件が確認できる資料（資格証の写し等）」1 部

		（３）平成 28 年度以降に元請として国指定史跡又は県指定史跡における「整備計画策定業務」又は「保存活用計画策定業務」（いずれも委員会運営業務を含む）の実績を証する書類（請負契約書、履行証明書等の写し。ただし業務内容が確認できる書類を添付すること。）1 部。 ・担当課へ持参により提出のこと（郵送不可）。
設計図書等の入手	令和 8 年 4 月 8 日（水）から 入札日まで	・市ホームページよりダウンロードすること。
設計図書等に関する質問受付	令和 8 年 4 月 9 日（木）から 令和 8 年 4 月 13 日（月）まで （午前 8 時 30 分から 午後 5 時 15 分まで）	・質問書様式は市ホームページからダウンロードすること（質問内容がわかるように具体的に記載すること）。 ・担当課へ持参。
質問回答の期日・方法	令和 8 年 4 月 15 日（水）以降	・発注課より市ホームページにて回答する。
入札開札日時・場所	令和 8 年 4 月 23 日（木） 午後 1 時 30 分から（郵送不可）	・佐久市教育委員会文化振興課文化財事務所会議室（佐久市中込 2913）
落札者の決定等	・予定価格の制限の範囲内で、最低の価格で入札した者を落札候補者とする。 ・落札候補者は入札参加資格確認書類を候補となった日又は翌日（閉庁日の場合はその翌日）に提出すること。 ・審査は、落札候補者から提出のあった入札参加資格確認書類を審査し、入札参加要件を満たしている場合には、当該落札候補者を落札者とする。満たしていない場合には予定価格の制限の範囲内で応札した次順位者の最低価格入札者から入札参加資格確認書類の提出を求め、順次審査を行い、入札参加資格を満たしている者１人が確認できるまで行うものとする。 ・落札者の決定は、原則として、確認書類が提出された日から起算して２日（閉庁日の場合はその翌日）以内に行うものとする。 ・落札者を決定したときには、直ちに落札者に対しＥメールの方法により連絡する。 ・入札参加資格がないと認められた場合は、入札参加資格審査結果通知書（様式第４号）により通知する。 ・入札参加資格がないと認められた者は、通知を受けた日の翌日から起算して１０日（閉庁日の場合はその翌日）以内に、市に対して競争入札参加資格がないとされた理由説明請求書（様式第５号）により、その理由について説明を求めることができる。説明を求められた者に対しては、書面を受理した日の翌日から起算して１０日以内に書面により回答するものとする。	
入札参加資格確認申請書提出について（落札候補者）	・提出書類は「事後審査型一般競争入札参加資格確認書（様式第 2 号）」 「建設コンサルタント登録通知書」 「技術者届」 「技術者等経歴書」 及び市が指定したものとする。 ・落札候補者として決定された日の翌日（閉庁日の場合はその翌日）までに持参により提出すること。なお、郵送等による提出は認めないものとする。 ・入札参加資格確認書類を提出しないときは、当該入札者の行った入札は無効とする。 提出場所：佐久市教育委員会文化振興課文化財事務所（佐久市中込 2913）	

4　入札事項等

入　札　事　項	・入札回数は2回とし、第2回の入札をしても落札できないときは、第2回の最低入札者と地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号の規定による随意契約とする。この場合の見積回数は2回までとする。 ・落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった総額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 ・代理人が入札書を提出する場合は、併せて委任状を提出すること。なお、全ての応札者は本人であることが確認できるものを持参し、受付に提示すること。
低入札価格調査制度	・適用なし
最低制限価格	・適用なし
入札保証金	・免除 （ただし､落札者が契約を締結しない場合､見積額の総額の100分の5の納付を要する。）
契約保証金	・契約請負代金額の10分の1の金銭的保証 （ただし、佐久市財務規則第124条第2項に該当する場合は、契約保証金に代わる担保の提供とみなし、同条第3項に該当する場合は免除する）
前払金	・佐久市工事の前金払に関する取扱規程（平成17年訓令第56号）の規定による。
中間前払金	・佐久市工事の中間前金払に関する取扱規程（平成20年訓令第14号）の規定による。
部分払金	・佐久市財務規則第138条の規定による。
債務負担行為	・適用あり

5　その他の事項

・佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱、佐久市財務規則及び佐久市建設工事事務処理規程の入札心得を熟読の上、御参加ください。

6　担当部課（問合せ先）

公示及び業務の内容	佐久市教育委員会　文化振興課　文化財事務所　（佐久市中込2913） TEL. 0267－63－5321（直通）